

セクション４ リスク概念～主に、監基報 200「財務諸表監査における総括的な目的」、240「財務諸表監査における不正」、315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」～

＜Q4-01＞ リスク・アプローチとは何か、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P69）

- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果（目的）を達成する監査の実施の方法をいう。

＜Q4-02＞ リスク・アプローチに基づく監査を行うに当たって、なぜリスク評価手続が重要となるか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P82）

- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないという監査の効果（目的）を達成する監査の実施の方法をいう。
- ・とすれば、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項かどうか（重要な虚偽表示リスクであるかどうか）の判断によって、監査上採るべきアプローチが異なることになる。
- ・この点について、リスク評価手続についての監査人の目的は、不正か誤謬かを問わず、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクと、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価することにある。これによって、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項に対するリスク対応手続の立案と実施に関する基礎が提供されることになる（【監基報】315.10）。
- ・このように、リスク評価手続は、監査上のリスクの識別と評価を行い、その後に実施されるリスク対応手続の種類、時期、範囲を決定づけるという意味で重要である。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・重要な虚偽表示リスクの識別と評価が誤ってしまうと、その後のリスク対応手続は（本当の）リスクに見合わない、とんちんかんなものとなってしまいます。

＜Q4-03＞ 監査論で学習した財務諸表監査上のリスク概念について、その名称を漏れなく列挙しなさい。（網羅的に列挙するとともに、（定義ではなく）その意味は説明する必要があります。）

【解答例】

- ・監査リスク（P68）（【監基報】200.12(5)）
 - ・重要な虚偽表示リスク（P68）（【監基報】200.12(10)）
 - ・発見リスク（P68、P70）（【監基報】200.12(15)）
 - ・固有リスク（P70）（【監基報】200.12(10)①）
 - ・統制リスク（P70）（【監基報】200.12(10)②）
 - ・事業上のリスク（P72）（【監基報】315.11(7)、同 A56）
 - ・財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク（P77、P81）（【監基報】315.A182）
 - ・財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク（P77、P82）（【監基報】315.A187）
 - ・実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク（P80）（【監基報】315.A209）
 - ・特別な検討を必要とするリスク（P87）（【監基報】315.11(10)）
 - ・不正リスク（＝不正による重要な虚偽表示リスク）（P166）（【監基報】240.10(3)）
- その他、サンプリングリスク（P64）、ノンサンプリングリスク（P64）がある。

＜Q4-04＞ 重要な虚偽表示リスクとは何か述べるとともに、当該リスクと上記＜Q4-03＞で列举したリスク（サンプリングリスク、ノンサンプリングリスクを除く。）との関係について簡潔に述べなさい。（暗記は不要だが関係性については必ず理解が必要）

【解答例】（P68）

- ・重要な虚偽表示リスクとは、監査が実施されていない状態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをいう（【監基報】200.12(10)）。
- ・重要な虚偽表示リスクと上記＜Q4-03＞で列举したリスクとの関係については次のとおりである。

リスクの名称	重要な虚偽表示リスクとの関係
監査リスク	監査リスクを合理的に低い水準（許容可能な低い水準）に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価したうえで発見リスクの水準を決定し、その水準に応じた監査手続（実証手続）を立案し実施しなければならないという関係にある（P68）。
発見リスク	重要な虚偽表示リスクとともに監査リスクを構成し、監査リスクを合理的に低い水準（許容可能な低い水準）に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価したうえで発見リスクが決定されるという関係にある（P68）。
固有リスク	重要な虚偽表示リスクを構成する二つの要素のうちの一つである（P69）。
統制リスク	同上
事業上のリスク	事業上のリスクは企業経営において経営者が対峙し、企業目的の達成等を阻害しうる要因であり、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを含み、これよりも広義のリスクである（P72）。したがって、事業上のリスクは、重要な虚偽表示リスクを含むという関係にある。また、事業上のリスクの多くは潜在的に財務諸表に影響を与える原因となるため、財務諸表に影響を与える事業上のリスクを理解することは、監査人が重要な虚偽表示リスクを識別するのに役立つという関係にある（【監基報】315.A55）。
財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク	重要な虚偽表示リスクの一つである（P73）。重要な虚偽表示リスクのうち、財務諸表全体に広く関わりがあり、アサーションの多くに潜在的に影響を及ぼすリスクである。したがって、特定のアサーションと結び付けられない（【監基報】315.A182）。
財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク	重要な虚偽表示リスクの一つである（P73）。重要な虚偽表示リスクのうち、財務諸表に広く関わりがなく、取引種類、勘定残高又は注記事項における特定のアサーションと結び付けられるものである（【監基報】315.A182、A187）。
実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク	財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクの一種であり、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクの評価に影響を与えるという関係にある（【監基報】315.32）。
特別な検討を必要とするリスク	（固有リスクとして）評価された重要な虚偽表示リスクから決定されるという関係にある（P87、【監基報】315.31）。識別された重要な虚偽表示リスクのうち、以下のような性質をもった重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクである（【監基報】315.11(10)）。 ① 固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された重要な虚偽表示リスク ② 他の監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うこととされた重要な虚偽表示リスク（【監基報】240「財務諸表監査における不正」.26 及び【監基報】550「関連当事者」.17 参照）
不正リスク	重要な虚偽表示リスクのうち、不正を原因とするものという関係にある（P166）。

◎ワンポイントアドバイス！

このように重要な虚偽表示リスクを中心としてリスク概念が整理できます。

＜Q4-05＞固有リスク、統制リスク、発見リスクの高低は何に影響されるのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P70）、論文対策問題集 2-4-3

- ・固有リスクは、その**財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）自体の特性**や、企業が置かれた**経営環境**によって影響を受ける（【監基報】200.A37 参照）。
- ・統制リスクは、経営者が整備する**内部統制の有効性**によって影響を受ける（【監基報】200.A38）。
- ・発見リスクは、監査人が実施する**実証手続の有効性**によって影響を受ける（【監基報】200.A42）。

＜Q4-06＞発見リスクはどのように決定し、その評価結果によってリスク対応手続がどのように異なることになるのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P71）、論文対策問題集 2-4-4、2-4-5

監査リスクを合理的に低い水準（許容可能な低い水準）に抑えるために、重要な虚偽表示リスクを評価したうえで、その評価結果を踏まえて**発見リスクを決定**する。

発見リスクが低く決定された場合、**監査の効果のために（重要な虚偽表示を看過しないために）**監査人が実施する**実証手続を充実させる必要がある**。一方、発見リスクが高く評価された場合、**監査の効率を優先させて実証手続を軽減**することができる。

＜Q4-07＞監査基準委員会報告書上、必ず特別な検討を必要とするリスクとして識別することが求められるものを列記しなさい。（規定自体は暗記不要だが2つあることは要暗記）

【解答例】（P88）

監査基準委員会報告書の要求事項にしたがって必ず特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことが必要とされた重要な虚偽表示リスクは次のとおりである（【監基報】315.11(10)②）。

- ①不正による重要な虚偽表示リスク（経営者が内部統制を無効化するリスクを含む。）（【監基報】240「財務諸表監査における不正」.26、30）
- ②企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引（【監基報】550「関連当事者」.17）

◎ワンポイントアドバイス！

「経営者が内部統制を無効化するリスク」は不正リスクですので、忘れないようにしてください。

＜Q4-08＞ 税効果会計や固定資産の減損会計など会計上の見積りに関する財務諸表項目について、一般的には、重要な虚偽表示リスクは高いとされるが、必ず特別な検討を必要とするリスクとして識別するわけではない。では、会計上の見積りに関する財務諸表項目について、特別な検討を必要とするリスクとして識別する場合とはどのような場合か、またその場合に考慮することが求められる事項について簡潔に述べなさい。（暗記不要）

【解答例】

- ・ 会計上の見積りに関する財務諸表項目について、特別な検討を必要とするリスクとして識別するのは、会計上の見積りに関する固有リスク要因が、虚偽表示の発生可能性と虚偽表示が生じた場合の影響の度合い（金額的及び質的な影響の度合い）の組合せに影響を及ぼす程度により、固有リスクの重要度が最も高い領域に存在すると評価された場合である。（【監基報】315.11(10)①）。
- ・ この評価にあたっては、次の事項を考慮する必要があるとされる（【監基報】540「会計上の見積りの監査」.15）。
 - (1) 会計上の見積りが見積りの不確実性の影響を受ける程度
 - (2) 以下の事項が複雑性、主観性又はその他の固有リスク要因の影響を受ける程度
 - ① 会計上の見積りを行う際に使用する見積手法、仮定及びデータの選択と適用
 - ② 財務諸表に計上される経営者の見積額と関連する注記事項の選択

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ <Q4-07>以外については、すべて一つ目の・に示された【監基報】315.11(10)①の規定に則って特別な検討を必要とするリスクかどうかを判断することになります。
- ・ **固有リスク要因**というのは、監基報 315 の改正によってはじめて規定された新たな概念で、「関連する内部統制が存在しないとの仮定の上で、不正か誤謬かを問わず、取引種類、勘定残高又は注記事項に係るアサーションにおける**虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼす事象又は状況の特徴**」と定義されています。

＜Q4-09＞ 令和2年度監査基準及び改正後の監基報 315 に基づき、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクはどのように識別し評価するのか、簡潔に述べなさい。

【解答例】

- ・ まず、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解するとともに固有リスク要因等を考慮して固有リスクを識別し、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別する。そして、固有リスク、統制リスクそれぞれを評価し財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクとして評価する。
- ・ そのために、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクは、固有リスクと統制リスクを分けて評価する。
- ・ なお、固有リスクは、虚偽表示の発生可能性と影響の度合いを組合せて評価するものとする。

◎ワンポイントアドバイス！

- ・ 改正監基報 315 によれば、固有リスクの識別によって**重要な虚偽表示リスクを識別**するとされています。固有リスクは、存在する内部統制が存在しないとの仮定を置いたうえで識別されるリスクであることから、固有リスクを識別するという文脈では「**内部統制（システム）の理解**」という記述はしてはいけません。

＜Q4-10＞ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況がある被監査会社について、一般的にどのような財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになるか、関連するアサーションと、財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）を明示して、簡潔に述べなさい。

【解答例】

- ・継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況（固有リスク要因）がある被監査会社は、一般的に、業績が芳しくなく、運転資金が不足しているような状況にある。したがって、少しでも業績を良く見せ、継続企業の前提に関する事項の注記を回避したい不正の動機があると考えられる。
- ・そのために、一般的に、次の関連するアサーションと、財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）について、財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを識別することになると考えられる（以下は単純化した例示）。

関連するアサーション	財務諸表項目 (取引種類、勘定残高又は注記事項)	財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク
網羅性 表示の妥当性	継続企業の前提に関する事項の注記	重要な不確実性が認められる場合に本来は継続企業の前提に関する事項の注記が必要であるが、当該注記が財務諸表から漏れてしまうリスク
評価の妥当性 網羅性	固定資産 減損損失	業績が不調であることから本来固定資産の減損損失を認識しなければならないが固定資産の評価を誤り減損損失の計上が漏れてしまうリスク
評価の妥当性	繰延税金資産	業績が不調であるため本来繰延税金資産を認識してはならないが、会社分類の判定や将来の課税所得の見積りを誤り税効果（繰延税金資産）の計上（評価）を誤るリスク
網羅性	原価や経費などの費用項目	本来は原価や経費などの費用を計上しなければならないが、当該費用を意図的に未計上（簿外）にするリスク
実在性	売上高などの収益項目	本来は売上高などの収益を計上してはならないが、当該収益を意図的に過大（架空）に計上するリスク

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実際の事例問題では上記のように問われる可能性があります。解答のプロセスとしては、まず、①問題になりそうな財務諸表項目（取引種類、勘定残高又は注記事項）を思い浮かべたあと、②関連するアサーションを考え、最後に③財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクとして具体的に書き出していくという流れになります。
- ・一般的に、資産項目は「実在性」や「評価の妥当性」、負債項目は「網羅性」や「評価の妥当性」、注記事項は「網羅性」や「表示の妥当性」が監査要点（アサーション）として問題になることが多いです。

＜Q4-11＞ ある企業のビジネスモデルは、不動産を担保とした借入によって高額な不動産を仕入れ、数年かけて造成、建設工事を行ったあと中所得者層向けに販売するというものである。このようなビジネスモデルを採る企業において、一般的に事業上のリスクとして考えられるものを列挙しなさい。また、当該企業の監査を行う監査人は、当該事業上のリスクを受けて一般的にどのような重要な虚偽表示リスクを認識することになると考えられるか、簡潔に述べなさい。

【解答例】（P78）

- ・設問のような企業においては、一般的に次のような事業上のリスクがあると考えられる。それを受けて、当該企業の監査を行う監査人は一般的に次のような財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスクを認識することになると考えられる（以下は単純化した例示）。

事業上のリスク	財務諸表項目（アサーション）レベルの重要な虚偽表示リスク
景気が急激に悪化し冷え込んだ場合、中所得者向けの販売が低下し 不動産（棚卸資産）が滞留し、販売価格が下落する というリスク	販売が不調であることから本来棚卸資産の低価法を適用し棚卸資産評価損を認識しなければならないが、棚卸資産の評価を誤り棚卸資産評価損の計上が漏れてしまうリスク（関連するアサーション： 評価の妥当性、網羅性 ）
不動産を担保とした借入によって資金調達を行っているが、景気が急激に悪化し冷え込み中所得者向けの 販売が低下した場合、不動産（棚卸資産）の販売による資金化ができず借入が約定どおりに返済できない というリスク	借入が返済できない状況が継続した場合、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況にあたる可能性がある。このような場合、重要な不確実性が認められる場合には継続企業の前提に関する事項の注記が必要となるが、当該注記が財務諸表から漏れてしまうリスク（関連するアサーション： 網羅性、表示の妥当性 ）

◎ワンポイントアドバイス！

- ・実際の事例問題はいろいろなケースが考えられますので、日頃から財務会計論の答練等で貸借対照表や損益計算書を見る場合に、どのような虚偽表示（会計処理上の誤り）が考えられるか想像してみましょう。
- ・正しい会計処理と誤った会計処理（そもそも会計処理がなされない場合を含みます。）との差が、虚偽表示です。